

令和8年3月30日  
近畿管区行政評価局

## 事前申請なしに居住地外で定期接種を受ける際の公費負担の取扱い

－ 行政改善推進会議の意見を踏まえた参考連絡を契機とした措置状況－

当局は、「事前申請を行わずに居住地外で子宮頸がんワクチンを接種したため、公費負担の扱いを受けられず、全額自己負担となった。」との行政相談を受け、当局の行政改善推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）の意見を踏まえ、公費負担を受けるには事前申請が必要としている府内 18 市町村に対して情報収集した結果を参考連絡しました。

今回、参考連絡した約4割の市町村から、事前申請を原則としつつも、被接種者の事情に鑑みて事後申請を認めるよう取扱いを変更又は変更を予定しているとの回答があり、今後の業務の参考として大阪府内の全市町村に対し情報提供しました。

## 【きっかけとなった行政相談の内容】

- 事前申請せず居住地外で子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種を受けたため、公費負担による定期接種の取扱いを受けられず、当該接種に係る費用が全額自己負担となった。
- 子宮頸がんワクチンは本来、全額公費負担で接種できるにも関わらず、事前申請していないだけで、全額自己負担となるのはおかしいのではないか。

## 当局の調査で分かったこと

- ✓ 当局の情報収集に協力を得られた 42 市町村のうち、居住地外で定期接種を受けた後、事後での申請を認め、公費負担可とする取扱いをしていたのは 24 市町村であり、残りの 18 市町村は事後申請を認めず、公費負担不可の取扱いとしていた。
- ✓ 事後申請を認めている市町村においても、居住地外で定期接種を受ける際は**事前申請が原則であり**、事後申請となった理由について個別のケースに応じ検討し、あくまで**例外的措置として事後申請を認めている**。

## 大阪府内全市町村への参考連絡内容

- 1 居住地外で定期接種を受ける際、事後に申請した場合における公費負担の可否について、府内市町村の取扱状況（公費負担可は 24 市町村、不可は 18 市町村）
- 2 事後申請を認めている市町村における対応例

## 当局の参考連絡を契機とした対応状況（令和8年3月）

- ① 事前申請が原則だが、申請者の事情を鑑み、事後申請を認めるよう取扱い（実務上の運用）を変更した⇒ 1 市町村
- ② 事前申請が原則だが、申請者の事情を鑑み、今後事後申請を認めるよう取扱い（実務上の運用）を変更予定⇒ 5 市町村
- ③ 事後申請を認めることについて検討を実施したが、取扱いの変更には至っていない⇒ 3 市町村
- ④ 事後申請の取扱いについて、今後課内で検討を予定⇒ 7 市町村
- ⑤ 特段対応を講じていない（今後も講じる予定はない）⇒ 1 市町村

## 【取扱いを変更又は変更を予定している市町村の説明例】

- ・ 事前申請を基本とすることに変わりないが、令和8年度から妊婦を対象としたRSウイルス感染症予防接種の定期接種が始まり、里帰り出産に伴う市外接種の増加も見込まれることから、令和8年4月以降接種分から事後申請についても認めるよう取扱いを変更することとした。
- ・ 事前申請がない場合であっても、相当の理由があると市町村長が認めた場合は定期接種として取り扱うよう定期接種実施要項の改正を予定している。
- ・ 今後も事前申請が原則であるが、事後申請になった理由の聞き取りを実施し、詳細な記録を残すことにより、事後申請を認めるよう課内で調整している。
- ・ 今後、今回の相談内容と同様の事例が起きる可能性もあることから、事前申請手続が必要だと知らず、事後申請となった被接種者に対して、接種費用の償還払いを認めることとする。

(注) 当局の参考連絡を契機とした対応状況の確認に当たり、事後申請を認めていないと回答があった18市町村のうち、1市町村から、「情報収集時には事後申請を認めていないと回答したが、実際は、従前より事後申請を認めていた。」との訂正の連絡がありました。

このため、今回の対応状況の確認は、当該1市町村を除いた、残り17市町村を対象に行いました。

## 【近畿管区行政評価局行政改善推進会議】

行政相談を端緒として把握した行政課題等について、学識経験者等の意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進するために開催（昭和57年7月発足）

《構成員》（令和8年1月1日時点）

(座長) 藪野 恒明	弁護士、元大阪弁護士会会長
大草 亘	近畿行政相談委員連合協議会会長
黒川 芳朝	社会福祉法人大阪水上隣保館理事、元大阪府教育委員会教育長
白井 文	前一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団業務執行理事、元尼崎市長
砂田 八壽子	NPO 法人関西消費者連合会消費者相談室長
藤原 幸則	大阪経済法科大学経済学部教授
山谷 清志	同志社大学名誉教授

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

### 【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官室（藤山、中村）

電話：06-6941-8166

E-mail：[knk32@soumu.go.jp](mailto:knk32@soumu.go.jp)

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

